

一 般 事 項

1. 工 事 用 資 材 搬 入 路

工事用資材搬入路については、監督員、施設管理者、警察署、道路管理者と十分協議のうえ通行のこと。

2. 公 害 防 止 処 置 ・ 防 止 対 策

本市は、騒音規制法第3条第1項の規定による指定地域内にあり本工事实施に当たっては、その付近住家に被害を与えぬよう十分留意して工事实施すること。万一被害を与えた場合は、受注者において、損害賠償に応ずること。

3. 安 全 協 議 会

本工事受注者及びその他の工事受注者はおのおの円滑に工事を推進させるため安全協議会を設置しそれに参画すること。なお、この会の統括は建築工事受注者が行う。

4. 特 定 建 設 作 業 届 出 に 伴 う 地 元 説 明

騒音規制法（第2条第3項）、振動規制法（第2条第3項）、大阪府生活環境の保全等に関する条例（第82条第2項）に規定する特定建設作業を行う場合は、吹田市環境の保全等に関する条例に基づき作業内容等を住民に対し事前に説明すること。

5. 建 設 業 退 職 金 共 済 制 度 に つ い て

- ・ 受注者は、建設業退職金共済制度に加入すること。
- ・ 受注者は、建退共掛金収納書届を工事契約締結日より1ヵ月以内及び証紙追加購入時に、発注者に提出すること。

遵守事項

工事施工に際し、工事現場周辺の安全を図るとともに、環境に配慮し、付近住民の不安を取除くために下記のことを遵守すること。

記

- (1) 工事中の諸問題についての窓口は受注者の現場代理人とする。
- (2) 工事の作業時間は、原則として午前8時から午後6時までとし、冬期（12月～2月）は午後5時までとする。やむを得ず上記時間外に作業を実施する場合は、騒音を伴う工事は実施しない。
- (3) 原則として休業日は、各土・日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月4日）とする。また、やむを得ず休日作業を実施する場合は、騒音の小さい作業とすること。
- (4) 工事の際、低騒音、低振動型の機械の使用及び工法採用により、騒音、振動、粉じんの低減を図るとともに、落下物飛散等の防止のため、仮囲い、シート、金網等で現場養生すること。
- (5) 工事の際、建設機械や、工事車両の不要なアイドリングによる排ガスの排出低減に努めること。
- (6) 工事車両の出入口付近には監督員の指示及び特記により交通誘導員を配置し、生コンクリート車、資材搬出入トラック等の特に出入りが頻繁な時は適宜増員し、児童、生徒、施設利用者及び一般通行人の安全確保に努めること。
- (7) 工事作業が原因と認められる家屋、道路、上下水道、ガス、電気、電話等に損傷が発生した場合には最優先して修復及び復旧の措置をする。
- (8) 工事中は付近の環境及び風紀を保持し防犯に協力する。なお、敷地内の必要箇所に夜間照明設備をする。
- (9) 工事の際、濁水の流出防止に努める。
- (10) 工事車両による土砂等の落下物は速やかに散水のうえ清掃する。
- (11) 工事車両の違法駐車はしない。
- (12) 工事車両は、ステッカー等の表示にて当該工事の車両であることがわかるようにすること。なお、敷地内においては工事車両は徐行運転とすること。
- (13) 敷地内及び敷地周辺は、禁煙を徹底のこと。
- (14) その他個人的な緊急苦情の申し入れについても、誠意をもって速やかに協議のうえ善処する。